

議案第91号

つくば市税条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成26年 9月 8日

つくば市長 市 原 健 一

つくば市税条例の一部を改正する条例

つくば市税条例（昭和62年つくば市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第90条第1号ア中「1,000円」を「2,000円」に改め、同号イ中「1,200円」を「2,000円」に改め、同号ウ中「1,600円」を「2,400円」に改め、同号エ中「2,500円」を「3,700円」に改め、同条第2号ア及びイを次のように改める。

ア 軽自動車

2輪のもの（側車付きのものを含む。）	年額	3,600円
3輪のもの	年額	3,900円
4輪以上のもの		
乗用のもの		
営業用	年額	6,900円
自家用	年額	10,800円
貨物用のもの		
営業用	年額	3,800円

自家用	年額	5,000円
イ 小型特殊自動車		
農耕作業用のもの		
2輪のもの	年額	2,000円
4輪のもの及びキャタピラを有するもの		
総排気量が1リットル以下のもの	年額	3,000円
総排気量が1リットルを超えるもの	年額	3,900円
その他のもの	年額	5,900円

第90条第3号中「4,000円」を「6,000円」に改める。

附則第17条を次のように改める。

(軽自動車税の税率の特例)

第17条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第90条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第90条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、附則第17条の改正規定、附則第3条及び第4条(改正後のつくば市税条例(以下「新条例」という。))附則第17条に係る部分に限る。)の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 新条例第90条の規定は，平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し，平成26年度分までの軽自動車税については，なお従前の例による。

第3条 新条例附則第17条の規定は，平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 平成15年10月14日前に初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例附則第17条の規定の適用については，同条中「受けた月」とあるのは，「受けた月の属する年の12月」とする。

第4条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第90条及び新条例附則第17条の規定の適用については，次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第90条第2号ア	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
新条例附則第17条の表以外の部分	第90条	つくば市税条例の一部を改正する条例（平成26年つくば市条例第 号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第4条の規定により読み替えて適用される第90条

新条例附則第17条の表第 90条第2号アの項	第90条第2号ア	平成26年改正条例附則第4 条の規定により読み替えて 適用される第90条第2号ア
	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円